

平成28年度 第1回

府中市都市計画審議会議事録

平成28年5月10日開催

府中市都市計画審議会

議事日程

平成28年5月10日(火)午前10時

北庁舎3階第1・2会議室

- 日程第1 第1号議案 府中市都市計画地区計画南町四丁目・住吉町二丁目地区地区
計画の決定
- 日程第2 第2号議案 府中市都市計画地区計画矢崎町一丁目地区地区計画の決定
- 日程第3 第3号議案 府中市都市計画地区計画日綱町地区地区計画の変更
- 日程第4 第4号議案 府中市都市計画地区計画住吉町五丁目地区地区計画の変更
- 日程第5 第5号議案 府中市都市計画道路8・6・2号府中駅南線の変更
- 日程第6 第6号議案 府中市都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第
一種市街地再開発事業の変更
- 日程第7 第7号議案 府中市都市計画生産緑地地区の変更
- 日程第8 報告(1) 府中市都市計画道路の進ちょく状況について
(2) 府中市都市計画公園・緑地の進ちょく状況について

日程第9 その他

午前10時00分開会

【計画課長】 それでは全員お揃いでいらっしゃいますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部まちづくり担当参事の深美よりご挨拶を申し上げます。

【まちづくり担当参事】 委員の皆様、おはようございます。

都市整備部まちづくり担当参事の深美でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年4月の定期人事異動に伴いまして、担当者に異動が若干ございます。後ほど自己紹介をさせていただきますが、昨年度に引き続きまして、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日の案件でございますが、新規事項が7件、報告事項が2件ということになっております。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【計画課長】 それでは、ご審議いただく前に、今、まちづくり担当参事からご案内申し上げましたが、事務局サイドで4月の定期人事異動がございまして、担当者の異動が生じておりますので、事務局の紹介をさせていただきます。

【まちづくり担当参事】 改めまして、都市整備部まちづくり担当参事の深美でございます。よろしく申し上げます。

【都市整備部長】 都市整備部長の零石でございます。どうぞよろしくご審議くださいようお願い申し上げます。

【都市整備部次長兼土木課長】 都市整備部次長兼土木課長の塚田と申します。ど

うぞよろしくお願いいたします。

【土木課長補佐】 土木課長補佐の塩澤と申します。よろしくお願いいたします。

【管理課長】 管理課長の松村でございます。よろしくお願いいたします。

【管理課長補佐】 管理課長補佐の小林です。よろしくお願いいたします。

【建築指導課長】 建築指導課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

【公園緑地課長】 公園緑地課長の角倉と申します。よろしくお願いいたします。

【公園緑地課長補佐】 公園緑地課長補佐の後藤と申します。よろしくお願いいたします。

【地区整備課長】 地区整備課長の轟と申します。よろしくお願いいたします。

【資産税課長】 資産税課長の峯尾です。よろしくお願いいたします。

【農業委員会事務局長】 農業委員会事務局長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

【ごみ減量推進課長】 ごみ減量推進課長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

【ごみ減量推進課長補佐】 ごみ減量推進課長補佐の田代です。よろしくお願いいたします。

【政策課長】 政策課長の矢ヶ崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【財産活用課公有地担当主幹】 財産活用課公有地担当主幹の新藤と申します。よろしくお願いいたします。

【計画課長補佐】 計画課長補佐の町井です。よろしくお願いいたします。

【計画課長】 最後になりましたが、都市整備部計画課長の楠本でございます。よろしくお願いいたします。

以上の職員が事務局として対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、 会長、よろしくお願いいたします。

【議長】 議長の でございます。新年度ということで、引き続き本年度もご協力を賜りたいと思います。

我々の大きなイベントである例大祭が無事に事故なく終わることができまして、大変ありがとうございます。それにつきましては、本日お越しいただいた 署長さん、 署長さんには警備の点では大変ありがとうございました。ではこれから始めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、会議を始める前に、本日の委員の皆様方の出欠状況でございますが、全員出席ということでございます。

本日の会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の議事録の署名人について決めたいと思います。

府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、「議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする」ということになっておりますので、議事録署名人については私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事録への署名人2名を指名いたしたいと思います。

議席番号12番 委員、よろしくお願ひいたします。もう1名は議席番号13番 委員、よろしくお願ひいたします。

また、本日の審議会を開催するにあたりまして、傍聴希望者はございませんとの報告であります。

では、これから日程に従いまして始めていきたいと思います。

日程第1、第1号議案、府中都市計画地区計画南町四丁目・住吉町二丁目地区

地区計画の決定を議題といたしたいと思います。

それでは議案の説明をお願いします。

【都市計画担当主査】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案、府中都市計画地区計画南町四丁目・住吉町二丁目地区地区計画の決定につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、府中市が決定する都市計画でございます。本年2月4日開催の本審議会において、府中都市計画地区計画南町四丁目・住吉町二丁目地区地区計画の決定に係る原案についてお諮りし、原案のとおり可決いただきました。このたび、都市計画決定を行うにあたり、本審議会にお諮りするものでございまして、原案から内容の変更はございません。

それでは議案の概要につきまして、ご説明させていただきます。

資料6ページをご覧ください。こちらは地区計画区域を示す位置図でございます。位置は、京王線中河原駅の南東側、東京多摩郵便局の北側に位置する南町四丁目、南町五丁目及び住吉町二丁目各地内の約8.5ヘクタールの土地で、図の斜線の区域でございます。本件につきましては、都営府中南町アパートの建て替えにあたり、当該地においてゆとりある良好な居住環境を維持するとともに、周辺環境に配慮した市街地を形成することを目的として、都市計画法の規定に基づき地区計画を決定するものです。

続きまして、本年2月4日開催の本審議会に原案をお諮りした以降の経過でございますが、都市計画法第16条の規定に基づき、本年2月18日から3月3日までの2週間、原案の縦覧を行ったところ、縦覧者は3名で、意見書の提出はございませんでした。その後、都市計画法第19条の規定に基づき東京都と協議を行い、意見のない旨の回答を受けまして、都市計画法第17条の規定に基づき本年4月12日から4月26日までの2週間、縦覧を行ったところ、縦覧者は1名

で、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画の告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。

それでは、これより審議を行いたいと思います。何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、第1号議案について採決をしたいと思います。

第1号議案、府中都市計画地区計画南町四丁目・住吉町二丁目地区地区計画の決定について、議案のとおり決することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしと認めます。よって第1号議案は可決されました。

それでは議事日程に従いまして、日程第2、第2号議案、府中都市計画地区計画矢崎町一丁目地区地区計画の決定を議題といたします。では、議案の説明をお願いいたします。

【都市計画担当主査】 それでは、ただいま議題となりました第2号議案、府中都市計画地区計画矢崎町一丁目地区地区計画の決定につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、府中市が決定する都市計画でございます。本年2月4日開催の本審議会にて、府中都市計画地区計画矢崎町一丁目地区地区計画の決定に係る原案についてお諮りし、原案のとおり可決いただきました。このたび、都市計画決定を行うにあたり、本審議会にお諮りするものでございまして、原案から内容の変更はございません。

それでは議案の概要につきまして、ご説明させていただきます。

資料4ページをご覧ください。こちらは地区計画区域を示す位置図でございま

す。位置は、JR府中本町駅の南側、中央自動車道の北側に位置する矢崎町一丁目及び矢崎町二丁目各地内の約0.7ヘクタールの土地で、図の斜線の区域でございます。本件につきましては、都営矢崎町アパートの建て替えにあたり、当該地において、ゆとりある良好な居住環境を維持するとともに、地区周辺の街並みと調和した住宅地を形成することを目的として、都市計画法の規定に基づき地区計画の決定をするものです。

続きまして、本年2月4日開催の本審議会に原案をお諮りした以降の経過でございますが、都市計画法第16条の規定に基づき、本年2月18日から3月3日までの2週間、原案の縦覧を行ったところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。その後、都市計画法第19条の規定に基づき東京都と協議を行い、意見のない旨の回答を受けまして、都市計画法第17条の規定に基づき本年4月12日から4月26日までの2週間、縦覧を行ったところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画の告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。この件につきましてご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、第2号議案について採決をしたいと思います。

第2号議案「府中都市計画地区計画矢崎町一丁目地区地区計画の決定」について、議案のとおり決することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしと認めます。よって第2号議案は可決されました。

それでは議事日程に従いまして、日程第3、第3号議案、府中都市計画地区計画日鋼町地区地区計画の変更を議題といたしたいと思いますが、本案は日程第4、第4号議案、府中都市計画地区計画住吉町五丁目地区地区計画の変更と関連する案件でございますので、事務局から2件を一括してご説明し、採決はそれぞれに行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは議案の説明をお願いします。

【都市計画担当主査】 それでは、ただいま議題となりました第3号議案、府中都市計画地区計画日鋼町地区地区計画の変更及び第4号議案、府中都市計画地区計画住吉町五丁目地区地区計画の変更につきまして、一括してご説明させていただきます。

本議案につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法の一部改正に伴い当該地区計画において、風営法の規制を引用している条項を変更するものです。初めに、第3号議案の日鋼町地区地区計画の変更につきまして、ご説明いたします。

資料7ページをご覧ください。こちらは地区計画区域などを示す計画図でございます。位置は、JR武蔵野線北府中駅の西側に位置する日鋼町、寿町三丁目及び住吉町一丁目各地内の図の一点鎖線で囲われた区域です。面積は約18.4ヘクタールでございます。

地区の区分につきましては、地区計画区域をA1地区、A2地区、及びB地区からなる電算事務センター系地区、A3地区、C地区及びD地区からなる一般業務系地区、並びに公益施設地区の3つに区分しております。風営法の規定を引用している地区につきましては、一般業務系地区でスクリーンにお示ししております計画図の赤線で囲われた区域でございます。

恐れ入りますが、資料 6 ページにお戻りいただきまして、変更概要の新旧対照をご覧ください。

変更の内容でございますが、一般業務系地区における建築物等の用途の制限において、各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならないと定めており、このうち第 1 号の飲食店から除外している用途において引用している風営法の条項を変更するものです。この引用条項の変更により、喫茶店、バー、その他設備を設けて客に飲食をさせる営業で営業所内の照度を 10 ルクス以下として営むもの及び、ほかから見通すことが困難であり、その広さが 5 平方メートル以下である客席を設けて営むものにつきまして、引き続き建築を制限いたします。

続きまして、これまでの経過でございますが、都市計画法第 16 条の規定に基づき、本年 2 月 18 日から 3 月 3 日までの 2 週間、原案の縦覧を行ったところ、縦覧者は 4 名で、意見書の提出はございませんでした。その後、都市計画法第 17 条の規定に基づき、本年 3 月 24 日から 4 月 7 日までの 2 週間縦覧を行ったところ、縦覧者は 1 名で、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、第 4 号議案、住吉町五丁目地区地区計画の変更につきましてご説明させていただきます。

資料 7 ページをご覧ください。こちらは地区計画区域などを示す計画図でございます。位置は、京王線中河原駅の南西側、都道鎌倉街道の西側に位置する住吉町五丁目地内の図の一点鎖線で囲われた区域で面積は約 6.5 ヘクタールでございます。地区の区分につきましては、地区計画区域を一般住宅地区、近隣商業・住宅調和地区、及び大規模集合住宅地区の 3 つに区分しております。風営法の規定を引用している区域につきましては、近隣商業・住宅調和地区で、スクリーンにお示ししております計画図の赤線で囲われた区域でございます。

恐れ入りますが、資料 6 ページにお戻りいただきまして、変更内容の新旧対照

をご覧ください。変更の内容でございますが、近隣商業・住宅調和地区における建築物等の用途の制限において、建築してはならない建築物を定めております。そこで引用している風営法の条項を変更するものです。この引用条項の変更により、接客営業受託営業を営むものについて引き続き建築を制限いたします。

続きまして、これまでの経過でございますが、都市計画法第16条の規定に基づき、本年2月18日から3月3日までの2週間、原案の縦覧を行ったところ、縦覧者は2名で、意見書の提出はございませんでした。その後、都市計画法第17条の規定に基づき、本年3月24日から4月7日までの2週間、縦覧を行ったところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

今後につきましては、第3号議案及び第4号議案ともに、本審議会の審議を経た後に、都市計画の決定を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。

第3号議案、第4号議案でございますが、この件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

【委員】 確認なのですが、今回の改正の背景と伺いますか、どういう経緯で、風営法の改正があって、それによって引用条項がどう変わったのか、具体的に何がどう変わるかということをご説明いただければと思います。

【計画課長補佐】 今回の風営法の改正につきましては、ダンスをめぐる国民の意識などが変化した関係で、風営法第2条が変わったというところで、ここで条項ずれを起こしている部分につきまして変更を行うものです。風営法第2条につきまして、規制されている用途はアダルトグッズショップ、ラブホテル、ストリップ劇場などの一般的な風俗営業につきまして規制をかけているような状態になっております。住吉町五丁目地区地区計画につきましては、引き続きテレフォンク

ラブやコンパニオン派遣営業などの業種につきまして規制をしていくこととなります。

以上でございます。

【 委員】 今までも基本的にそういうところはだめであったと認識をしているのですが、今回のこの改正で、そのあたりどういうふうになったかということだけ、変更点を教えていただきたい。今までと殆んど中身的には変わってないのではないかというイメージを受けているのですが、こういうものが具体的に新たに加わったとか、そういうことがあれば教えていただきたいので、もう一度お願いします。

【計画課長】 一つ目の答弁で、ダンスに関する国民の意識が変わったというところで、基本的に日鋼町地区地区計画のほうは風俗営業の規制は列記で定めておりますので変更はございません。住吉町五丁目地区地区計画のほうも基本的には変更はございませんが、地区計画以外も含めた市内全域で、これは国全体の動きですが、ダンスに関して、ナイトクラブのようなダンスホールもあれば、ダンス教室のようなものもあり、そういう明るい照度の中でのダンスについては認めるというのが国の方針でございます、その部分については、ある程度市全体では国と一緒に許容するというところになっております。全体的なもともとの地区計画の趣旨で、この部分は規制していかなければいけないという地域のご要望については包括した形で、ほぼ変更しない形で今回対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

【 委員】 ありがとうございます。

【議長】 ほかにご質問等ありますでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、第3号議案、第4号議案、採決をしたいと思います。

まず、第3号議案、府中都市計画地区計画日鋼町地区地区計画の変更について議案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということで、第3号議案につきましては議案どおり可決させていただきます。

引続きまして、第4号議案について採決したいと思います。

第4号議案、府中都市計画地区計画住吉町五丁目地区地区計画の変更について、議案のとおり決することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議なしということで、第4号議案につきましても議案どおり可決させていただきます。ありがとうございます。

では続きまして、日程第5、第5号議案、府中都市計画道路8・6・2号府中駅南線の変更を議題したいと思いますが、本案は日程第6、議案第6号、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の変更と関連する案件でございますので、事務局から2件を一括して説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。では、第5議案、第6号議案の説明をお願いします。

【府中駅南口再開発事業担当主査】 それでは、ただいま議題となりました第5号議案、府中都市計画道路8・6・2号府中駅南線の変更、及び第6号議案、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の変更につきまして、一括してご説明させていただきます。

はじめに、第5号議案の府中都市計画道路8・6・2号府中駅南線の変更について、計画書の幅員及び延長は既に整備されておりますが、現在事業中の府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業内で整備を行うこととなっている部分につきまして、一部追加及び廃止・削除する都市計画変更についてお諮りするものでございます。

最初に当該変更に係る経過につきましてご報告いたします。

都市計画変更案について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事と協議を行い、本年3月16日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。また、都市計画法21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、本年4月12日から26日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては本審議会の審議を経た後に都市計画の告示を行う予定でございます。

それではお手元の資料に基づきましてご説明いたします。資料1ページをご覧ください。

府中都市計画道路の変更計画書でございます。上の表をご覧ください。種別は特殊街路、名称は番号が8・6・2号、路線名が府中駅南線、位置は起点・終点ともに府中市宮町一丁目、区域は延長約110メートル、構造は構造形式が嵩上式、幅員が10.2メートル、備考として歩行者専用道路となっております。表の下側に記載しておりますが、区域及び構造は計画図表示のとおり、理由は府中都市計画マスタープランに掲げる府中駅周辺のバリアフリー化を促進することを目的にペDESTリアンデッキによって、より一層の歩行者の安全で快適な歩行空間の確保や回遊性の向上を図るため、府中都市計画道路8・6・2号府中駅南線の一部区域を変更するものでございます。変更概要につきましては一部区域の変更

としまして、上の表に変更はございませんが、計画図が変更の対象でございます。

恐れ入りますが、前方のスクリーンをご覧ください。

この図はお手元の資料 2 ページの府中都市計画道路 8・6・2 号府中駅南線の計画図でございます。ただいま青色の太線で囲まれた範囲が府中駅南線の区域となっておりますが、第一地区の再開発事業で整備する箇所を一部変更するものでございます。変更内容につきましては、拡大した図面でご説明をさせていただきます。

この図面はお手元の資料 3 ページ、府中都市計画道路 8・6・2 号府中駅南線参考図でございます。図の右下の凡例に記載のとおり、黒色実線に赤色部分が計画変更新線で追加する箇所、黒色破線の黄色部分が計画変更廃止線で廃止・削除する箇所、黒色一点破線が既定計画線、黒丸矢印が起点、黒色矢印が終点としております。

図面中央をご覧ください。赤色の追加する箇所及び黄色の廃止・削除する箇所につきましては、京王線府中駅を中心とした南北ペDESTリアンデッキ、並びに駅構内通路が一体化となり回遊性の向上や歩行者の安全性も確保されることから、都市計画施設の機能確保と目的が達成されるため、一部追加及び廃止・削除をするものでございます。

以上で第 5 号議案の説明を終わります。

続きまして、第 6 号議案、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の変更につきましてご説明させていただきます。最初に当該変更に係る経過につきましてご報告いたします。

都市計画変更案について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、東京都知事と協議を行い、本年 3 月 28 日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。また、都市計画法

第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、本年4月12日から26日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては本審議会の審議を経た後に都市計画の変更告示を行う予定でございます。

それではお手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。

これは府中都市計画第一種市街地再開発事業の変更計画書でございます。表の上段から順次ご説明いたします。名称は府中駅南口地区第一種市街地再開発事業、施行面積は約3.8ヘクタールで変更はございません。公共施設の配置及び規模の道路の幹線街路3路線、区画街路3路線、特殊街路の上段1路線は変更はございません。特殊街路下段に記載しております府8・6・2号府中駅南線の計画図が変更の対象となります。下の段の建築物の整備も記載のとおり変更はございません。

お手元の資料の2ページをご覧ください。表の上段左側の空白は1ページの建築物の整備を表示しており、こちらも記載のとおり変更はございません。下の段の建築敷地の整備も記載のとおり変更はございません。その下の段の住宅建設の目標も記載のとおり変更はございません。表の下側に記載しております施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示のとおり、理由は府中都市計画道路8・6・2号府中駅南線が変更されることに伴い整合性を取るため、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業において、公共施設に位置づけている当該道路の区域を変更するものでございます。

お手元の資料3ページをご覧ください。変更概要につきましては、公共施設の配置及び規模としまして、計画書の変更はございませんが、計画図が変更の対象

でございます。

恐れ入りますが、前方のスクリーンをご覧ください。

この図は、お手元の資料 4 ページの府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の計画図 1、施行区域図でございます。図の右下の凡例に記載しているとおり、一点破線が施行区域、黒線枠にドットが事業施行区域、黒線枠に灰色が事業完了区域を表示しており、変更はございません。

図面中央をご覧ください。事業施行区域内のペDESTリアンデッキ表示は変更後を記載しております。この図は、お手元の資料 5 ページ、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の計画図 2、公共施設の配置及び街区の配置図 1 でございます。図の右下の凡例に記載しているとおり、一点破線が施行区域、黒色枠が幹線街路、黒色枠にドットが区画街路、黒色枠に斜線が特殊街路を表示しております。

図面中央をご覧ください。特殊街路のペDESTリアンデッキの表示は変更後を記載しております。この図は、お手元の資料 6 ページ、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の計画図 3、公共施設の配置及び街区の配置図 2 でございます。図の右下の凡例に記載のあるとおり、黒色一点破線は施行区域、黒色枠に斜線が特殊街路を表示しております。

図面中央をご覧ください。特殊街路のペDESTリアンデッキの表示は変更後を記載しており、先ほどご説明させていただきました第 5 号議案の変更後の計画図と同様のものです。この図はお手元の資料 7 ページ、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の計画図 4、建築物の高さの限度図でございます。図の右下の凡例に記載のあるとおり、一点破線が施行区域、二点破線が壁面線、黒色枠にドットが低層部、黒色枠の灰色が高層部を表示しており、変更はございません。

図面中央をご覧ください。特殊街路のペDESTリアンデッキの表示は変更後を記載しております。この図は、お手元の資料 8 ページの府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の参考図でございます。図の右下の凡例に記載のあるとおり、赤色が計画変更線で追加する箇所、黄色が計画廃止線で廃止・削除する箇所、黒色一点破線が施行区域、黒色枠に斜線が特殊街路を表示しております。

図面中央をご覧ください。その図は先ほどご説明させていただきました第 5 号議案の計画図と同様のものがございます。

最後にお手元の封筒の中の図面は都市計画変更に必要な図書で、府中都市計画道路及び府中都市計画第一種市街地再開発事業の総括図で、府中市全域の地図に当該街路及び再開発事業の区域を示したものでございます。

以上で第 5 号議案及び第 6 号議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。第 5 号議案、第 6 号議案につきまして説明が終わりました。

これより審議に入りたいと思います。ご質問ございますでしょうか。

【委員】 計画書及び計画図に特殊街路、ペDESTリアンデッキと表示をしているけれども、特殊街路を図面の真ん中、赤い線の下に広げるという理解でいいかどうか。それと同時に、特殊街路というのは、使用者、いわゆる歩行者道路として認定して、そこで例えばイベントとか何か特殊な行事を行う広場として認定することが可能なかどうか。その辺の先のことを確認したいと思います。

【地区整備課長】 まず 1 点目の赤色表示のところを今回整備するということで、もともと全体の幅員が 7 メートルありましたが、11 メートルの幅員にすることで、今回、都市計画変更をさせていただくものでございます。

また、伊勢丹側の赤い表示につきましても、ペDESTリアンデッキを延伸し第一地区の再開発事業に合わせて施工するという状況でございます。

【計画課長】 利用の関係のご質問にお答えさせていただきます。ご案内のとおり、現在、府中駅周辺については、中心市街地活性化基本計画を策定しておりまして、これから内閣府に申請をするという段階になっております。これにつきましては、中心市街地活性化基本計画で、エリアマネジメントを核としたまちづくりに取り組むという規定を計画に記載しておりますので、エリアマネジメントの中で、まちの使い勝手、運用の仕方を民間主体で取り組みながら、道路管理者として、エリアマネジメント団体とご協議させていただきながら運用をさせていただくということになるかと考えております。

以上でございます。

【委員】 わかりました。今の課長のお話で、特殊街路という言葉で表示されているけれども、我々通称ではペDESTリアンデッキという意味で、歩行者の安全を確保するということはよく理解できました。ただし、今後どんな形として捉えられてきているのか、広範囲な利用等々が検討される部分というのがあると思うので、十分どういう意味で、どういう場所であるかということをも明記する必要があるのではないかと考えております。意見として述べさせていただきました。

以上です。

【議長】 ほかにご質問等ありますでしょうか。

【委員】 1点お尋ねします。第6号議案、今のまさにペDESTリアンデッキで、計画変更線ということで、そのエリアを拡張するところ、廃止するところということで、両分けて見せていただきました。その考え方として、バリアフリーであるとか、それから回遊性のことをおっしゃってございました。今もエリアマネジメントということで、いかに使い勝手良くしていくかという考え方の部分です

けれども、実際に今ペDESTリアンデッキをお使いの方で、例えば、車いすであるとか、足の不自由な方というのは、どのようにさらに使い勝手というのが向上していくのでしょうか。細かいことは結構なので、基本的な考え方のところを、今よりも向上していく点があれば聞かせていただきたいと思います。

【地区整備課長】 今回、再開発事業に伴いましてペDESTリアンデッキを整備いたします。基本的には南側に拡張する形ですけれども、今回11メートル幅員の道路の南側に1階と2階のアクセスとしてエレベーターを設置しますので、バリアフリー対応はさせていただいていると考えております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。エレベーターの件、お伺いいたしました。そのエレベーターというのは車いすだとかある程度大きめのものが乗れるということによろしいわけですか。

【地区整備課長】 エレベーターは15人乗りで大きさは、横が2.6メートル、奥行きが1.5メートルの形状になっておりますので、車いす対応は、可能と認識しています。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

【議長】 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、採決をしたいと存じます。

まず第5号議案、府中都市計画道路8・6・2号府中駅南線の変更について議案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということで、第5号議案は可決されました。

続きまして、第6号議案を採決したいと存じます。

議案第6号、府中都市計画第一種市街地再開発事業府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の変更について議案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということで、第6号議案は可決されました。

ありがとうございました。

では、引き続きまして日程第7、第7号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更を議題といたします。議案の説明をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 それでは、ただいま議題となりました第7号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。それでは第7号議案、資料の1ページをご覧ください。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は約100.56ヘクタールでございます。

第2の削除のみを行う位置及び区域でございますが、削除となりますのが6件、削除する面積は約3,520平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。

下段の変更概要でございますが、1の位置の変更につきましては、新旧対照表のとおりでございます。2の区域の変更につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。3の面積の変更につきましては、地区数は462件から459

件となり、府中市全体の生産緑地地区の面積は約100.86ヘクタールから約100.56ヘクタールとなり、約0.3ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年3月1日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年4月1日から4月15日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【緑化推進係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方スクリーンによりご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

スクリーンは第7号議案資料の3ページ以降の計画図と同じものを表示しております。計画図の表示は右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は削除する区域で、図は上が北となっております。

それでは図面中央をご覧ください。

番号537、地区名白糸台。白糸台通りの東側、白糸台幼稚園の北東側、京王線の北側に位置し、平成27年8月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部約200平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右側、番号104、地区名白糸台。白糸台東部公園の北側、京王線の南側に位置し、平成27年8月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部約1,510平方メートルを削除するも

のです。

4ページでございます。

番号162、地区名若松町。常久公園の南側、清水が丘北公園の北側に位置し、平成27年10月2日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部約1,080平方メートルを削除するものです。

5ページでございます。

番号180、地区名若松町。市立東保育所の東側、浅間山通りの西側に位置し、狭あい道路拡幅事業用地となり、地区の一部約120平方メートルを削除するものです。

6ページでございます。

番号288、地区名矢崎町。市営第二矢崎町北住宅の西側、中央自動車道の北側に位置し、平成27年8月28日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部約600平方メートルを削除するものです。

7ページでございます。

番号424、地区名四谷。四谷文化センターの西側、市立四谷保育所の東側に位置し、狭あい道路拡幅事業用地となり、地区の一部約10平方メートルを削除するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。なお、第7号議案の封筒の中にごございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。第7号議案について審議を行いたいと思います。何かご質問等ありますでしょうか。

【 委員】 内容というよりは心配なのですけれど、537番がすごく中途半端な形で削除されていて、これはなぜなのかということと、例えば、ここに家が建つと、あまり将来的にも有効利用できないのではないかと思い、これが少し形として心配だということです。

もう1点は、偶然だと思うのですけれど、288番が今日の地区計画の審議案件と近接していて、何か一緒に解決できなかったのかなと思ったものですから。今見たら地区外だと思うのですけれども、できれば何か動きがあるときに、まちづくりで仕掛けるべきじゃないかと僕は思っているのです、ここはたまたまタイミングが揃っていたので何かできればよかったかなという感想でございます。

【公園緑地課長】 お手元資料の3ページの237番でございますが、こちらにつきましては、農家の方が新たに農機具小屋をつくったことにより、その部分を今回削除したものでございます。残った部分につきましては、引き続き農地として確保できているものでございまして、農機具小屋のところだけを新たに削除したということでございます。

【計画課長】 288番についてでございますが、包括的にお答えさせていただきます。

委員のご指摘のように、やはり地区計画を策定する動きがあった場合に、近隣でこういった開発などが行われる場合というのは、都市計画としては一体的に捉えて考えていくというのは、我々としても常日頃から行っているところでございますが、いかんせん地区計画を策定する動きというのは大体2年ぐらいかかりまして、民間の開発の動きではそれこそ数か月間で意思決定されて動いていきますので、タイミングが一致しないと、なかなかうまく取り込めないというジレンマがございます。ここにつきましても、そういったところでご協力いただけないかというような動きはとっておりましたが、なかなか民間の供給の関係がござい

ますので、うまく合致しなかったというところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございますでしょうか。

【委員】 今回、424番が事業用地ということで狭あい道路の拡幅として行われまして、180番も同様に行われたわけですが、狭あい道路を拡幅するという課題について、計画的にこれまでも取り組まれてきたと思いますが、どの程度市が拡幅しようと思っているところがあるのかということをお教えいただきたいです。それから、ここは非常に狭いところで、424番を見ましても、わずかな土地でも拡幅して道路が広がるわけだと思いますが、農家さんに働きかけて譲っていただくという経緯というのは、どのようにお話が通じていくものなのかということをお教えいただきたいと思います。

【建築指導課長】 まず狭あい道路の拡幅をどのように進めていくのかというご質問でございますが、狭あい道路に関しましては、現在個々の建築確認がある際に、建築主さんにご協力をいただいた中で拡幅事業をさせていただいております。現在のやり方で進めると、市内全域の狭あい道路が解消するまでには40年以上かかってしまうということが想定されておりますので、今後、狭あい道路整備事業を加速的に進めて、なるべく早い段階で市内全域の狭あい道路を解消していきたいと考えております。

2点目の424番の狭あい道路の整備の経緯でございますが、本件につきましては、この生産緑地に限らず、道路沿道の土地所有者の皆様から道路を拡幅していただきたいということの申出がございまして、この道路沿道全体で狭あい道路の整備拡幅を行ったところでございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。全体の予定としては40年以上ということなのですが、これまでこうして拡幅努力をしても、また生まれてくるという可能性もあると思うのですが、全体の数としては、把握できているかどうかをお聞きしたかったのですけれども、その辺わかりましたらお願いいたします。

【建築指導課長】 大変申し訳ございませんが、ただいま資料が手元にございませんで、後ほどご回答させていただければと思いますが、概ね市内の道路に対して9パーセント強ぐらいがはまだ狭あい道路、4メートル未満の道路として残っているところでございます。大変申し訳ございません。

【委員】 大変失礼しました。では、1割弱、9パーセントということで、結構あるということがわかりましたけれども。例を挙げてお聞きしたいところがありまして、新町三丁目の小金井・国分寺・府中境の苗圃があるところが、私が聞いているところでは20年来拡幅できないでいます。幼稚園の隣の苗圃に挟まれたところですが、こういった行政区境のところというのは非常にご苦労があるかと思うのですが、ここに限らず、行政として、こういった市境の道路の困難性というのを、これから今後どのように拡幅していくことができるのかというお考えを教えていただきたいと思います。

【建築指導課長】 ただいまご指摘の新町三丁目の行政界のところについてでございますが、行政によって狭あい道路の整備事業を行っているところとそうでないところ、特に特定行政庁である自治体はほとんど行っているのですけれども、例えば、小金井市だと特定行政庁ではございません。そういったもろもろの各市の現状、課題というのがあるかと思いますが、うまく行政間での連携を図りながら、各市協力しながら拡幅に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。ほかにご質問等ありますでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、採決をしたいと思います。

第7号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更について、議案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 ご異議ないということで、よって第7号議案は可決されました。

では続きまして、日程第8、報告事項の1、府中都市計画道路の進ちょく状況について、事務局から報告をお願いします。

【土木課長補佐】 それでは報告1、府中都市計画道路の進ちょく状況につきまして、ご報告いたします。

恐れ入りますが、資料1ページをご覧ください。

1の施行主体別進ちょく状況でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長7万1,590メートルが都市計画決定されております。完成率につきましては、国施行は国道20号線の1路線で、完成延長は6,730メートル、100パーセントの完成率となっております。東京都施行は11路線で、完成延長は2万5,650メートル、73.8パーセントの完成率でございます。府中市施行は25路線で、完成延長は2万6,533メートル、88パーセントの完成率でございます。

以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は5万8,913メートル、82.2パーセントの完成率でございます。なお、昨年度と比較し、東京都施行路線の完成率が0.4パーセント減少し、府中市施行路線の完成率が0.6パーセント増加しております。このことにつきましては、本年3月に策定した東京における都市計画道路の整備方針、第四次事業化計画において、府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線の東八道路から北へ小金井市までの170

メートル区間が都施行路線と確定したことによるもので、全体完成延長及び全体完成率につきまして昨年度からの増減はございません。

続きまして、2の路線別進ちょく状況でございますが、資料3ページの府中都市計画道路進ちょく現況図において、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料3ページをご覧ください。

最初に東京都施行の主な進ちょく状況でございますが、図面左側、赤色の府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線は、新府中街道交差点から西府町四丁目の区間、延長1,030メートルにつきましては、平成23年7月に事業認可を受け、平成30年度までを事業期間とし、現在、用地取得を進めております。用地取得率は、国立都市計画道路分を含み平成28年4月末現在、約90パーセントと伺っております。

次に府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線から国立市の桜通りにつながる赤色の府中都市計画道路3・4・5号新奥多摩街道線、延長240メートルにつきましては、平成25年7月に事業認可を受け、平成31年度までを事業期間として、現在、用地取得を進めております。用地取得率は、国立都市計画道路分を含み、平成28年4月末現在、約35パーセントと伺っております。

続きまして、府中市施行の主な進ちょく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線の市道1-131号から北へ東八道路までの区間、延長411メートル、及び府中都市計画道路3・4・11号多磨墓地前線、西武多摩川線多磨駅西側の交通広場約1,800平方メートルを含み、西へ人見街道及びあんず通りの交差点までの区間、延長140メートルにつきましては、本年4月に都市計画事業が認可され、事業期間は2路線ともに平成34年度までの7年間でございます。なお、当該2路線につきましては、関係権利者を対象に用地説明会を開催いたします。今月の22日の日曜日は3・4・

11号、29日の日曜日は3・4・16号で、いずれも会場は紅葉丘文化センターでございます。

次に平成22年4月に事業認可を取得し、現在、事業を進めております府中都市計画道路を3・4・16号の都道人見街道から北へ市道1-131号までの区間、延長744メートルにつきましては、本年3月に平成31年度まで4年間の事業期間延伸の認可を受けました。現在、用地取得を鋭意進めており、用地取得率は平成28年4月末現在、約96パーセントとなっており、昨年度は一部区間の下水道、水道管を敷設し、本年度からは一部区間の電線共同溝の工事に着手する予定でございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

【議長】 ありがとうございます。報告が終わりました。この件についてご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 ないようですので、報告事項第1につきましては報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。報告了承とさせていただきます。

引き続きまして、日程第8、報告事項の2、府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況について事務局から報告をお願いします。

【公園緑地課長補佐】 府中都市計画公園・緑地の進ちょく状況につきましてご報告いたします。

報告事項の2、資料の1ページをご覧ください。

表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定している公園・緑地は、平成28年4月1日現在で90カ所、面積は294.01ヘクタールでございます。

平成27年度に比べ0.03ヘクタール増加しておりますが、これは府中中央公園の計画決定したことにより面積が増加したものでございます。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち、供用開始している公園・緑地は、平成28年4月1日現在で87カ所、面積は150.09ヘクタールでございます。平成27年度に比べ0.25ヘクタール増加しております。これは府中中央公園の計画決定面積の変更及び都立武蔵野公園の一部が開設されたことによるものでございます。

次に市民1人当たりの公園・緑地の面積でございますが、5.83平方メートルでございます。なお、26市の市民1人当たりの公園・緑地の面積について比較いたしますと、平成27年4月1日現在の比較となりますが、府中市の5.79平方メートルに対し、26市の1人当たりの平均が5.02平方メートルですので、本市は0.77平方メートル上回っております。また、東京都全体と比較いたしますと、東京都全体の1人当たりの平均が3.80平方メートルですので、これについても本市は1.99平方メートル上回っております。今後とも公園・緑地の整備に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。報告事項2についてご質問等ありますでしょうか。

(「なし」の声)

【議長】 報告了承ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。報告事項2につきまして、報告了承とさせていただきます。大変ありがとうございます。

日程第9、その他ということで、追加資料がございますので、この資料から進

めていただきたいと思います。

【緑化推進係長】 事務局からは2点ご報告させていただきます。

はじめに府中都市計画生産緑地地区の変更予定でございますが、今後、生産緑地地区の削除に伴う変更が予定されるものにつきまして、本日お手元にお配りしております、右上に資料と入っております、府中都市計画生産緑地地区の変更(削除)予定についてによりご報告させていただきます。

次ページの地図をご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸でお示ししてございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出の手続きがあり、現在、生産緑地地区としての制限が解除されている地区でございます。

はじめに1ページ、地区名は紅葉丘地区、場所は府中第二中学校の北側、紅葉丘第3公園の南側に位置する地区でございます。

続いて、2ページ、地区名は小柳町地区、場所は小柳小学校の東側と西側にそれぞれ位置する地区でございます。

3ページ、地区名は四谷地区、場所は日新町公園の南側、中央自動車道の北側に位置する地区でございます。

4ページ、地区名は紅葉丘地区、場所は府中第十小学校の南側、紅葉丘第3公園の北側に位置する地区でございます。

この生産緑地地区につきましては、都市計画の削除に伴う変更として、平成28年秋ごろに開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

【都市計画担当主査】 次に2点目のご報告をさせていただきます。

府中都市計画ごみ焼却場二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画変更の予定につきまして、報告させていただきます。

二枚橋衛生組合ごみ焼却場は平成19年に稼働を停止し、平成22年に二枚橋衛生組合を解散したところでございますが、このたび、本市、調布市、小金井市の各市において、今後の土地利用の方針が定まったことから二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画について廃止を予定しております。

今後の予定でございますが、本年6月中旬に都市計画案の説明会を3市合同で行うとともに、利害関係人の意見を聞きながら、都市計画変更手続を進め、次回の本審議会に当該都市計画の廃止に係る案につきましてご審議いただく予定でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 日程第9その他ということで2点ございました。報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

おかげさまをもちまして、本日の日程は以上でございます。委員の皆様方につきましては、大変お力添えを賜り、また、ご協力を賜りましてありがとうございます。

では、本日の府中都市計画審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時15分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員